

建築設計特定共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の建築設計業務委託に関する業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 上越市発注に係る営設第7-32号（仮称）柿崎区新保育園新築工事設計業務委託（当該建築設計業務委託の内容変更に伴う委託を含む。以下、「本業務」という。）の受託に関する事。
- (2) 前号に付帯する業務に関する事。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	株式会社〇〇建築設計（支店の場合は〇〇支店）
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇建築設計株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、株式会社〇〇建築設計（〇〇支店）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

株式会社〇〇建築設計（〇〇支店） 〇〇%

〇〇建築設計株式会社 〇〇%

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、本業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口貯金口座によって取引を行うものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、こ

れを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議のうえ定めるものとする。

株式会社〇〇建築設計〇〇支店及び〇〇建築設計株式会社は、上記のとおり〇〇・〇〇共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

株式会社〇〇建築設計 (〇〇支店)

代表取締役 (支店長) 〇〇〇〇 ㊟

〇〇建築設計株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 ㊟